

都市公園等に関する提言

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園の整備を着実に推進するため、都市公園事業等に対し、十分な財政措置を講じること。
2. 都市における緑地、景観保全を図るため、物納緑地や景観重要樹木などに対する保全・活用を中心とした取組みへの支援制度の充実を図ること。
また、歴史的風土特別保存地区の指定や当該地区の緑地の維持管理について、都市自治体の意向を踏まえ適切な措置を講じること。
3. 地域における歴史的景観や歴史的風致を維持するため、支援制度の充実を図ること。
また、重要伝統的建造物群保存地区を目指した啓発活動や住民団体等のまちづくり活動等に対する支援措置を講じること。